

令和 8 年度 施行

## 美生ダム施設管理委託

( 農 林 課 土 地 改 良 係 )

公示用

# 委託業務説明書

- |          |  |
|----------|--|
| 1 委託名    | 美生ダム施設管理委託                             |
| 2 委託概要   | 美生ダム及び付帯施設と一体管理である伏美導水路<br>における管理業務の補助 |
| 3 委託業務場所 | 芽室町 美生ダムほか                             |
| 4 工期     | 自 令和8年4月 1日<br>至 令和9年3月31日             |
| 5 仕様書    | 別紙のとおり                                 |

# 美生ダム施設管理委託の特記仕様書

## 第1条 適用範囲

令和8年度 美生ダム施設管理委託（以下、「本業務」という。）の実施にあたっては、本業務契約書（以下、「契約書」という。）による。ほか、この特記仕様書によるものとする。

## 第2条 業務目的

本業務は、国営かんがい排水事業 芽室地区の管理施設である美生ダム及び付帯施設と一体管理である伏美導水路における管理業務の補助を行うことを目的としたものである。

## 第3条 受託者及び業務処理責任者の資格等

### 1 受託者に必要とされる業務実績

平成23 年度以降に完了した下記の同種又は類似業務において、1件以上の実績を有すること（令和7年度完了予定業務を含む）。なお、自らが施設の所有又は管理機関として、自らが直営で実施する立場としての業務実績、又は自らが発注する立場としての業務実績も実績として認める。

同種業務：国営事業により造成されたダム又は頭首工の施設管理又は施設管理補助に関する業務

類似業務：農業水利施設の施設管理又は施設管理補助に関する業務

### 2 業務処理責任者に必要とされる業務実績

本業務の業務処理責任者は、平成23 年度以降に完了した下記の同種又は類似業務において、1件以上の実績を有すること（令和7年度完了予定業務を含む）。なお、自らが施設の所有又は管理機関として、自らが直営で実施する立場としての業務実績、又は自らが委託する立場としての業務実績のほか、下請、出向、又は派遣により行った業務実績も実績として認める。

同種業務：国営事業により造成されたダム又は頭首工の施設管理又は施設管理補助に関する業務

類似業務：農業水利施設の施設管理又は施設管理補助に関する業務

### 3 業務処理責任者の資格等

以下のいずれかの資格等を有する者

- ① 技術士（建設又は建設部門、上下水道部門、農業部門、総合技術監理部門）
- ② 1級土木施工管理技士
- ③ 農業土木技術管理技士
- ④ RCCM 又はRCCM と同等の能力を有する者（※1）（技術士部門と同様の部門に限る）
- ⑤ 土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会1級土木技術者
- ⑥ 河川法施行規則第27条の2第1項第1号に基づく登録試験（ダム管理技士試験）に合格あるいは第2号の研修を修了した者
- ⑦ 河川法第50条第1項の管理主任技術者の経験を5年以上有する者
- ⑧ 河川法第77条第1項の河川監理員の経験を1年以上有する者
- ⑨ 河川又は道路、農業土木関係の技術的行政経験を25年以上有する者（※2）

※1 「RCCMと同等の能力を有する者」とは、RCCM 試験に合格しているが転職等により登録ができない立場にいる者

※2 「技術的行政経験」とは、国、都道府県、市町村、特殊法人等で職員として従事したことをいう。

### 4 業務処理責任者の恒常的雇用関係

配置予定業務処理責任者は、本業務の履行期間中（契約日から業務完了まで）に、本業務の受託者と直接的雇用関係がなければならない。

#### 第4条 執務場所及び施設の使用

- 1 執務場所は、美生ダム管理棟内とし（以下、庁舎等という）、事務機器（机、椅子含む）、事務用品、業務処理に必要な消耗品等は、業務期間中においては無償で使用させるものとする。
- 2 受託者は、前記1に示す庁舎等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 受託者は、故意又は重大な過失により庁舎等を毀損又は滅失したときは、業務担当員の指定する期間までに代品の納入又は現状に復帰若しくは、その損害を賠償しなければならない。この場合の賠償額は委託者と受託者で協議して定めるものとする。

#### 第5条 作業内容

本業務の作業内容は、下記のとおりとし、詳細については、別紙-1「作業項目内訳書」を参照すること。

- (1) ダム管理棟の操作室における運転状況確認、巡回、記録及び報告
- (2) 各機器の保守、確認
- (3) 付帯施設内の清掃
- (4) 建築付帯設備の保守、確認及び運転操作
- (5) 除塵の運搬及び処理業務
- (6) 堤体挙動観測室の清掃
- (7) 管理棟内の清掃（特別の清掃は除く）
- (8) 大雨、台風、洪水及び地震災害時の緊急確認、巡回
- (9) 管理棟周辺及びダム堤体周辺の除雪
- (10) 自家用発電機の定期的な運転業務
- (11) 機器の故障については、その発見、報告までとし、修理及び復旧は含まない
- (12) ダム湖・堤体周辺・管理棟周辺の清掃及び草刈等の簡易な維持管理
- (13) ハンドホール内の定期的な排水作業
- (14) ダム湖畔の簡易な集塵作業
- (15) 凍結防止装置の運転作業、保守業務
- (16) その他、業務委託業者と受託者の協議により決められた業務

#### 第6条 履行期間

本業務の履行期間は令和8年4月1日から令和9年3月31日とし、担当技術者を令和8年4月1日からの配置で積算している。なお、履行期間の休日については、期間内の土曜日、日曜日、祝祭日及び年末年始休暇を含んでいる。

#### 第7条 履行体制

本業務の履行体制は、常時1人の担当技術者を配置することとし、勤務時間は原則として、8時30分～17時30分（休憩時間1時間）とするが、配置予定者の勤務形態が異なる場合は、事前に業務担当員と協議すること。ただし、設計変更の対象とはしない。なお、勤務時間外及び休日における風水害・地震等による緊急対応については、業務担当員と協議のうえ決定するものとし、必要に応じ設計変更する場合がある。また、第6条に定める休日以外に休暇を取得する場合は、受託者の責で替わりの技術者を配置するものとする。なお、代替技術者の配置が困難な場合は、業務担当員と協議することとし、必要に応じ日単位あるいは時間単位で設計変更する場合がある。

大雨及び地震等の緊急事態発生時に備えて、業務担当員の呼び出しに応じられる体制を確立しておかなければならない。また、気象庁帯広測候所が発表する、芽室町を対象とした大雨警報発令時及び芽室町地点で震度階4以上または、ダムの基礎地盤地震計により観測された地震動の最大加速度が2.5gal以上の地震が発生した際には、直ちに管理棟に集合しなければならない。大雨警報及び地震時は警報発令が解除されるか、業務担当員が解除を判断するまでを勤務時間とする。

## 第8条 業務に関する一般事項

- 1 受託者は、特記仕様書第3条の1に示す資格を有する業務処理責任者を選任し、契約書の定めに基づき、委託者に通知しなければならない。また、業務処理責任者の選任について複数名の通知でも構わないが、受託者は、業務の履行に必要な担当技術者を配置するものとし、契約書の定めに基づき、委託者に通知しなければならない。
- 2 受託者は、特記仕様書に基づき委託計画書を作成し、業務担当員へ提出しなければならない。また、実施方針に情報セキュリティを記載するものとする。
- 3 業務処理責任者は、契約書及び特記仕様書で示された作業の適正な履行を確保するため、担当技術者を指揮監督しなければならない。なお、指揮監督のための担当技術者との打合せについては、特記仕様書 第9 条の業務の打合せに含めるものとする。指揮監督を行った成果については協議簿等で取りまとめを行うこと。
- 4 業務処理責任者は、常に業務担当員と連絡をとれる体制を確保し、連絡事項を担当技術者に適切に指示しなければならない。また、担当技術者の業務遂行に必要な設備等については、特記仕様書の定めによるものとするが、定めのない事項については、業務担当員と協議するものとする。
- 5 業務担当員が業務処理責任者に指示を行う場合、業務処理責任者が業務担当員に報告を行う場合及び委託者と受託者間で協議を行う場合は、その結果について相互に確認しなければならない。
- 6 受託者は、施設において異常及び故障を発見した場合は、直ちに業務担当員に連絡しなければならない。また、異常及び故障の状況を書面に整理し、写真等添付するなど状況が把握しやすいように資料を纏め提出しなければならない。

## 第9条 業務の打合せ

- 1 本業務の打合せについて、定例打合せは1回/月とし、12回計上している。なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受託者は、業務打合せ簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、業務担当員と相互に確認するものとする。
- 2 打合せ時には、業務処理責任者が出席するものとし、担当技術者の指揮監督を含め実施するものとする。また、指揮監督を行った事項について資料、協議簿等について業務担当員に提出すること。
- 3 定例打合せは、業務着手及び業務完了時の打合せと兼ねることが出来るものとする。なお、業務着手時の打合せ内容としては、①詳細な作業内容、②就業条件に関する内容、③緊急時連絡先、を踏まえた委託計画書を作成し、業務担当員に事前提出して協議を行うものとする。
- 4 業務の打合せ場所は、美生ダム管理棟（住所：河西郡芽室町伏美2番地）とする。

## 第10条 成果物

- 1 成果物は、次に掲げる事項を業務完了時に提出するものとし、部数については1部とする。  
(市販のファイル綴じで可)
  - ①打合せ記録簿
  - ②管理日誌
  - ③その他（打合せ協議等による）
- 2 成果物の提出先は、下記のとおりとする。  
芽室町役場農林課土地改良係（住所：河西郡芽室町東2条2丁目14番地）

## 第11条 守秘義務

受託者は、本業務の過程で知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

## 第12条 定めなき事項

本特記仕様書に定めなき事項が発生した場合又は、本業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、業務担当員と協

議するものとする。

#### 第13条 国有林野内での注意事項

本業務を遂行するにあたり国有林野内へ立ち入る際は、事前に関係機関への了解を得ることとし、火気の取扱い及び環境保全に十分に配慮するほか、立木の伐採や地形の変更は行ってはならない。立木の伐採や地形の変更が必要となった場合は、地権者、その土地を管理している者の了解を得てから立ち入るものとする。

1 管理施設等が国有林である場合は、現地立入に当たって事前に入林届けを作成して業務担当員に提出し了解を得ること。

国有林野への立ち入りについては、入林車両に業務名、受注者名、入林者名を記載したプレートを掲載する。

2 国有林内においては、森林法等の国有林に係る法令等を遵守しなければならない。なお、行わなければならない行為は以下のとおりである。

- 国有林と作業範囲の境界については、見出し杭やテープ等で明確に認知できる様にする。
- 業務（委託）実施に当たっては、環境保全に十分な注意を払い、特に立木伐採や地形変更を行ってはならない。また、立木伐採や地形変更の必要が生じた場合は、速やかに業務担当員に報告すること。
- 業務（委託）実施に当たり、国有林において立木に損傷を与えてはならない。立木に損傷を与えることが想定される場合は、立木との作業幅を十分確保するほか、必要に応じ立木に保護材等を設置すること。また、万が一、立木に損傷を与えた場合は、速やかに業務担当員に報告すること。
- 業務（委託）実施に当たり、国有林において無断で資材等を存知させてはならない。また、仮置きが必要が生じた場合は、速やかに業務担当員に報告すること。
- 火気の取り扱いには細心の注意を払い、火入れは絶対に行わないこと。
- 作業区域は、日高山脈襟裳国定公園に隣接していることから、区域外の場所に立ち入らない、食材の残渣を放置しないこと。

#### 第14条 その他

- 1 本業務の旅費及び交通費の起算点は、業務処理責任者及び担当技術者については、芽室町で積算しているが、R7国土交通省 ダム管理支援業務積算基準により、交通費は計上しない。
- 2 野鳥の死亡個体及び衰弱した生体を発見した際には、素手で触れないとともに、周辺の糞便を踏まないようにするなど注意し、速やかに業務担当員に報告すること。また、事後、速やかに靴等の消毒、手洗い及びうがいをを行うこと。
- 3 管理棟内、艇庫内、取水塔内及び各取水ゲート室内は、禁煙とする。
- 4 ダム管理棟内、ダム敷地、貯水池周辺において、他の委託業務の作業が行われるため、業務担当員と調整を行うこと。

## 美生ダム管理棟、関連施設の管理項目及び管理要領

### 1 管理棟

- ア 清掃（日常的な清掃「硝子、トイレ、機械室等」）
- イ 美生ダム堤体挙動監視チェックシートにデータ入力（堤体観測記録からデータ処理装置による。異常な数値を示す場合は、速やかに委託者に報告すること。）
- ウ 発電機運転（無負荷運転は月に委託者1回、受託者1回確認すること。点検記録「別紙—5」記入）
- エ 電灯管の交換（電灯管は、委託者が準備する。）
- オ 各機器の確認（目視でのテレメータ装置、光ケーブル等、操作卓、入・出力中継装置、挙動システム、気象装置、発電機、無停電装置、受電装置、堤体の外灯操作盤、各操作盤等の確認）
- カ 地震・大雨等の施設管理支援の業務（設備の確認、上美生市街までの巡回、連絡事項の助手、洪水警報が解除し、委託者が指示するまで、2名）
- キ 除雪作業（管理棟周辺、除雪機は委託者が準備する。）
- ク 機器に警報等が発生した場合は至急、委託者の指示を受けること。
- ケ 出力調書の整理（用紙は委託者が準備する。）
- コ 管理棟の電気使用量の報告（北海道電力帯広へ、1か月に1回、月の初日に報告）
- サ 管理日報（ダムの天候、外気温、天気概況、十勝地方中部の注意報・警報状況、降水確率、水文・貯水状況、漏水量、取水状況、保守点検事項及び特記事項）、月報、報告書の用紙は、受託者が負担すること。
- シ 月毎の工程表を作成すること。（月の初めに、委託者に提出する。）
- ス その他管理に必要な消耗品は、伺い書により受託者が要望し、委託者が準備する。
- セ 管理棟機器・設備の確認（目視での浄化槽、温水機、給排水装置、電気設備、暖房機器、非常警報装置、消化設備等の確認）
- ソ 管理棟の日常施設管理（目視での管理棟の躯体、通信機器、柵及び門扉、燃料タンク、除雪機、スノーモビル、ショベル等の確認）、エンジン機器は、定期的に始動確認すること。
- タ 越冬準備
- チ 周辺の簡易な草刈
- ツ 管理棟内の書類の整理整頓
- テ 管理棟内の備品管理（備品台帳の整理）
- ト 臨時の巡回業務（定めのない地震・降雨後の巡回）
- ナ 管理棟内の巡回業務（屋上及び施設内の定期巡回）

### 2 ダム堤体

- ア 漏水観測施設の清掃を行うこと。（漏水観測室・堤体漏水観測室は、1か月に1回実施する。状況により適宜追加する。清掃用具は委託者が準備する。）漏水観測室等の濁りの状況を記録すること。
- イ 電灯管の交換（電灯管は、委託者が準備する。）

- ウ 地震・大雨等の施設管理支援の業務（設備の確認、巡回確認）
- エ 除雪作業（堤体上部、除雪機は委託者が準備する。）
- オ 各機器・設備の確認（目視でのケーブル、プライムライン、低水放流ゲート、操作盤及び漏水観測施設等巡回・確認、1日に1回）
- カ 障害物の除去（巡回確認に支障な範囲）
- キ ハンドホールの確認・保守（清掃）
- ク 越冬準備

### 3 取水棟

- ア 各機器・設備の確認（目視でのケーブル、操作盤、巻き上げ機、凍結防止装置、取水塔、スクリーン、耐雷トランス及び変圧器等の巡回・確認、1日に1回）
- イ 凍結防止装置の運転及び切替え、運転時間の記録（12月1日から翌年4月中旬まで運転、1週間に1回運転を切替え及びオイル溜の清掃。）
- ウ 地震・大雨等の施設管理支援の業務（設備の巡回・確認）
- エ 清掃（硝子及び取水棟内を適宜に実行、清掃用具は委託者が準備する。）、取水棟内の整理整頓
- オ 電灯管の交換（電灯管は、委託者が準備する。）
- カ 障害物の除去（巡回確認に支障な範囲）
- キ 越冬準備
- ク 電撃殺虫器の清掃及び保守点検

### 4 河川放流施設

- ア 各機器・設備の確認（目視でのケーブル、ゲート、操作盤、耐雷トランス及び変圧器等の巡回、1日に1回）
- イ 地震・大雨等の施設管理支援の業務（設備の巡回・確認）、定めのない地震・降雨後に必要とする場合は、巡回点検を行うこと。
- ウ 清掃（硝子及び施設内を適宜に実行、清掃用具は委託者が準備する。）、河川放流施設の整理整頓
- エ 電灯管の交換（電灯管は、委託者が準備する。）
- オ 障害物の除去（巡回確認に支障な範囲）
- カ 越冬準備

### 5 取水施設

- ア 各機器・設備の確認（目視でのケーブル、ゲート、操作盤、耐雷トランス、変圧器及び操作盤の巡回・確認、1日に1回）
- イ 地震・大雨等の施設管理支援の業務（設備の巡回・確認）、定めのない地震・降雨後に必要とする場合は、巡回確認を行うこと。
- ウ 清掃（硝子及び施設内を適宜に実行、清掃用具は委託者が準備する。）、取水施設内の整理整頓
- エ 障害物の除去（巡回確認に支障な範囲）
- オ 越冬準備

## 6 附帯施設

- ア 各機器・設備の確認（目視でのケーブル、クレーン、ゲート、除塵機、テレメータ及び操作盤等の巡回・確認、2週間に1回）
- イ 地震・大雨等の施設管理支援の業務（設備の確認・巡回監視）、定めのない地震・降雨後に必要とする場合は、巡回確認を行うこと。
- ウ 清掃（硝子及び分土工内を月1回、清掃用具は委託者が準備する。）、施設内の整理整頓
- エ 除塵の運搬処理
- オ 除塵機の確認（揚水ポンプ・ストレーナの清掃及び切替え、除塵機運転時間の記録）
- カ 電気設備の確認（ケーブル、換気ファン、電灯の動作確認）
- キ 障害物の除去（巡回確認に支障な範囲）
- ク 越冬準備
- ケ 電撃殺虫器の清掃及び保守点検

## 7 ダム周辺

- ア 貯水池周辺の確認（目視での貯水池の巡回・確認、1週間に1回）、定めのない地震・降雨後に必要とする場合は、巡回確認を行うこと。
- イ 周辺道路の確認（目視での周辺道路、橋梁、柵及び門扉等の巡回・確認、冬期間以外、1週間に1回）
- ウ ボートによる貯水池周辺の確認（ダム湖面が結氷していない期間、2週間に1回、大雨及び地震後に臨時の巡回・確認）
- エ 艇庫の清掃、各機器・設備の確認（ケーブル、クレーン、インクライン、管理艇、集塵艇、操作盤等の巡回・確認、1日1回）
- オ 流木処理（流木の状況を委託者に報告する。委託者は日程及び規模を定めて、業務を委託する。作業に伴う機材等は委託者が準備する。）ただし、簡易な護岸の流木の処理を行うこと。
- カ 水管橋の巡回確認（目視での基礎部分、空気弁等の確認）
- キ ~~上流水位観測所の巡回確認（目視での無線装置、蓄電池、太陽電池等の確認、6月1日から4月30日までの間、2週間に1回）~~
- ク 障害物の除去（巡回確認に支障な範囲）
- ケ 越冬準備
- コ 周辺の整理整頓
- サ 花壇及び植栽等の管理（岩石等が草刈に障害となる場合は、処理を行うこと。）
- シ ハンドホールの確認・保守（清掃）

## 8 美生ダム関連施設

- イ 放流警報局舎の確認（遠方制御点検時等により故障が確認された際に状況確認をする。）
- ロ 伏美湖水位計の確認（水位計の動作状況の確認、データ収録を行う。）

- 注意
- 1) 受託者は、管理棟及び周辺施設で食材等の残渣を放置しないこと。
  - 2) 管理棟の通勤及び巡回確認に要する自動車及び燃料は受託者が負う。ただし、作業機器に係る燃料は、委託者が負担する。
  - 3) 受託者は、ダムの取水施設、河川放流施設及び低水放流設備のゲート操作（取水設備、河川

放流設備及び低水放流設備のゲート操作は、委託者の操作で月に1回点検操作を行う。)を行わないこと。

- 4) 受託者は、担当者を定め継続的に管理委託に当ること。
- 5) クレーン、ボート、危険物、機械等は取扱いに精通ないし資格を有する者とする。
- 6) クレーン、駆動装置の近くで作業する場合は二人以上で作業すること。
- 7) マンホール、仕切弁室等で酸素の欠乏の恐れがある施設は検知機で測定し、施設外に作業員を配置して作業すること。
- 8) ダム管理棟、上美生FPまでは、町が除雪を行う。ただし、西伏美分水施設までの管理用道路及び各施設の入り口等の除雪は、受託者が行うこと。
- 9) 電気設備の主任業務は含まない。
- 10) 各施設内は、禁煙である。
- 11) 受託者は、毎月管理計画を提出し委託者と協議を行うこと。
- 12) 観測機器の観測値と実測値の比較検討を行うこと。
- 13) 駆動機及び電子機器に精通し、完成図書を判読できる業務担当者であること。
- 14) 伏美仙峡からダムに至る道路の清掃に努めること。(国有林が隣接し、野生動物の活動エリアであることから、ゴミ等の収集に努めること。)
- 15) ダム湖は、農業用水の専用ダムのため、安全対策を実施していないことと水温が低いことからボート等でダム湖にいる場合は、危険であることの注意をすること。
- 16) 機器の障害や機器の修繕、改造が必要な場合は、報告書や改善要望書に基づき委託者と協議を行うこと。
- 17) 各施設の巡回確認は、原則として勤務時間の始めに実施すること、ただし、臨時の巡回確認は、必要と判断する時とする。
- 18) 機器及び電子機器保守点検委託等の立会を行うこと。(機器・電子機器の基本的な情報の収集に努めること。)

別紙一2「作業項目内訳

洪水時の臨時点検票

令和 年 月 日 時 分

項目	点検内容	判断の基準	点検方法		整備内容及び状況	備考
			目視の有無	機能点検		
放流設備	余水吐（越流部）	計画洪水量の流下に際し障害がなく安全であるか	有・無			
	放流管	計画洪水量の流下に際し障害がなく安全であるか	有・無			
	減勢工	計画洪水量の流下に際し障害がなく安全であるか	有・無			両岸側壁
観測設備	気象観測設備	観測値に異常が認められないか	有・無	有・無		雨量、気温、風向等
	水象観測設備	観測値に異常が認められないか	有・無	有・無		水位計、流入量
	堤体観測設備	観測値に異常が認められないか	有・無	有・無		漏水量
通報設備	警報設備	試験放送を行い所定の動作をする	有・無	有・無		
	警報車及びサイレン	作業点検を行い運行に支障がないか	有・無	有・無		
洪水時における ダム管理のために必要な機械 器具及び資材	防災用資機材	防災応急対策に必要な資機材がリストのとおり保管されているか	有・無			
	救護用具	救護用具に不備な点がないか	有・無			
	照明設備	試験点灯を行い機能の支障がないか	有・無	有・無		堤体の外灯、電灯
洪水警戒解除後の 点検項目	洪水後の異常の有無	ダム施設全般の観測値に異常がなく、各種機能の安全性に支障がないか	巡回	観測記録精査		

別紙—3「作業項目内訳

地震時の臨時点検票

令和 年 月 日 時 分

項目	点検内容	判断の基準	点検方法		整備内容及び状況	備考
			目視の有無	機能点検		
ダム本体	ダム周辺の状態	亀裂や法面の崩壊等が生じていないか	有・無			堤体、堤体両岸等
	監査廊	コンクリートに有害な変形クラック等の異常がないか	有・無			巡廻による目視
	低水放流ゲート	ゲートの動作確認・油漏れ、電気系統に異常がないか	有・無	有・無		巡廻による目視
	操作盤、変圧器	変形、損傷、破損、盤面指示計、断線等の故障がないか	有・無			巡廻による目視
	移動量及び沈下量	ダム軸平行方向、直角方向及び沈下量の測定		現地測量		町が委託する、基礎地盤で震度4以上
	堤体外灯	変形、損傷、破損がないか	有・無			巡廻による目視
	漏水量（フィル・コンクリート）	漏水量測定装置で平常時との対比を行う、水質（色）についても注意して観察する	有・無	計測		拳動観測シートによるチェック
	揚圧力（コンクリート）	平常時と対比	有・無	計測		拳動観測シートによるチェック
	間隙水圧（フィル）	平常時と対比	有・無	計測		拳動観測シートによるチェック
	地山地下水位	平常時と対比	有・無	計測		拳動観測シートによるチェック
余水吐	余水吐（越流部）	コンクリートに有害な変形クラック等の異常がないか	有・無			巡廻による目視
	余水吐水路	コンクリートに有害な変形クラック等の異常がないか	有・無			巡廻による目視
	減勢工	コンクリートに有害な変形クラック等の異常がないか	有・無			両岸の側壁
取水設備・放流設備	建屋	壁廻り等にクラック等が発生していないか	有・無			取水棟、河川放流、用水取水
	円形多段シリンダゲート	ゲートの動作確認、電気系統に異常がないか	有・無	有・無		巡廻による目視
	スクリーン（シリンダゲート）	変形、損傷、破損がないか	有・無			巡廻による目視
	凍結防止装置	変形、損傷、油漏れ等の異常がないか	有・無	有・無		巡廻による目視
	河川放流ゲート	ゲートの動作確認・油漏れ、電気系統に異常がないか	有・無	有・無		巡廻による目視

項目	点検内容	判断の基準	点検方法		整備内容及び状況	備考
			目視の有無	機能点検		
	操作盤、変圧器	変形、損傷、破損、盤面指示計、断線等の故障がないか	有・無			取水棟、河川放流、用水取水
ダム湖及び周辺	仮排水トンネル	トンネル内のクラック、漏水の異常がないか	有・無			巡廻による目視
	防塵浮標	固定端基礎が崩落、主牽が切断していないか	有・無			巡廻による目視
	周遊道路	路肩に崩れ・亀裂がないか、土砂崩れ等で交通の遮断がないか、橋梁に異常がないか	有・無			巡廻による目視
	ダム湖周辺	湖水面の廻り、流域内で法面崩壊等による土砂の流入がないか	有・無			ボートによる巡回
	艇庫建屋	壁廻り等にクラック等が発生していないか	有・無			艇庫
	クレーン、巻き上げ機	変形、損傷、ケーブル断線がないか	有・無	有・無		艇庫
	インクライン	変形、損傷がないか	有・無	有・無		艇庫
	警備艇、集塵艇	損傷がないか	有・無			艇庫
	操作盤	損傷、異臭、盤面指示計、断線等の故障がないか	有・無			艇庫
	水質	流域内での水の色（濁り）が平常と変わりがないか、魚が死んで浮いていないか	有・無			
	警報局舎	無線装置、ケーブル断線、施設に異常がないか	有・無			23局
流入水位局舎	太陽電池、無線装置、施設に異常がないか	有・無			1局	
	建屋	壁廻り等にクラック等が発生していないか	有・無			
	操作卓、監視盤、警報表示盤、入力装置	変形、損傷、破損、盤面指示計、断線等の故障がないか	有・無			
	拳動観測装置、地震装置	損傷、破損がないか	有・無			
	出力装置	損傷、破損がないか	有・無			プリンタ
	高圧盤	損傷、異音、異臭、盤面指示計に異常がないか	有・無			
	低圧盤	損傷、異音、異臭、盤面指示計に異常がないか	有・無			
	引込柱	損傷、傾斜、破損、碍子の破損、腕金変形、引込ケーブル等の損傷がないか	有・無			

項目	点検内容	判断の基準	点検方法		整備内容及び状況	備考
			目視の有無	機能点検		
ダム管理棟	柱上開閉器	変形、損傷がないか	有・無			
	無停電装置	損傷、異音、異臭、盤面指示計に異常がないか	有・無			
	予備電源装置	損傷、油漏れ、水漏れ、バッテリー液漏れ、起動できるか	有・無	有・無		屋外タンク、配管、盤面指示計、制御盤
	照明	損傷がないか	有・無			
	空調設備	正常に運転できるか	有・無			
	給排水設備	損傷、異音、異臭、水漏れ、濁り、盤面指示計に異常がないか、正常に運転できるか	有・無			
	浄化槽	変形、損傷、水漏れがないか	有・無			
	電力通信の架線	電信電力柱の倒壊や断線がないか	有・無			

別紙—4「作業項目内訳

ダム・施設・機械管理点検票

令和 年 月 日 時 分

項目	管理内容	判断の基準	点検の方法		状況及び保守内容	備考
			目視の有無	機能管理		
気象	天気	観測を行い記録する	有・無			日報に記録
	気温	観測を行い記録する（自動記録）				日報に記録
	風向	観測を行い記録する（自動記録）				日報に記録
	降水量	観測を行い記録する（自動記録）				日報に記録
	気象に関する警報	警報等の発令を記録する				気象庁等のホームページを閲覧する
水象	貯水位	観測を行い記録する（自動記録）				日報に記録
	貯水量	観測を行い記録する（自動記録）				日報に記録、HV図を参照
	流入量	観測を行い記録する（自動記録）				日報に記録、HV図、流入計を参照
	放流量	観測を行い記録する（自動記録）				日報に記録
	取水量	観測を行い記録する（自動記録）				日報に記録
	水温	観測を行い記録する（自動記録）				日報に記録
	氷結	観測を行い記録する				日報に記録
挙動観測	漏水（フィル・コンクリート）	漏水量の異常・濁りがないか（漏水量は自動記録）	有・無	有・無		挙動システムによるチェック、日報に記録
	揚圧力（コンクリート）	観測を行い記録する（自動記録）		有・無		挙動システムによるチェック
	間隙水位（フィル）	観測を行い記録する（自動記録）		有・無		挙動システムによるチェック
	接合面土圧	観測を行い記録する（自動記録）		有・無		平常時と比較
	岩盤圧縮変位	観測を行い記録する（自動記録）		有・無		平常時と比較
	応力	観測を行い記録する（自動記録）		有・無		平常時と比較
	堤体変位（プライムライン）	観測を行い記録する（自動記録）		有・無		平常時と比較
	傾斜角	観測を行い記録する（自動記録）		有・無		平常時と比較
地山地下水位	観測を行い記録する（自動記録）		有・無		挙動システムによるチェック	

項目	管理内容	判断の基準	点検の方法		状況及び保守内容	備考
			目視の有無	機能管理		
管理棟	建屋	壁廻り等にクラック等が発生していないか	有・無			
	給排水設備	水漏れ、異音、異臭がないか	有・無			井戸、濾過装置、塩素装置、給水タンク、操作盤、衛生器具、台所等
	浄化槽	水漏れ、異音、異臭がないか	有・無			プロフ・塩素、浄化槽法に基づく清掃・保守点検は、別途委託する
	空調機器	水漏れ、異音、異臭がないか	有・無			
	無停電装置	水漏れ、異音、異臭がないか	有・無			機器の保守点検は、別途委託する
	低圧盤	異音、異臭、指示計に異常がないか	有・無			機器の保守点検は、別途委託する
	高圧受電盤	異音、異臭、指示計に異常がないか	有・無			機器の保守点検は、別途委託する
	予備電源装置	異音、異臭、液漏れ、指示計に異常がないか (発電機記録による)	有・無	有・無		受電装置、蓄電池、オイル、管理要領による
	小分燃料タンク	油漏れ、指示計に異常がないか	有・無			野外タンク、配管、消化設備に異常がないか
	耐雷トランス	異音、異臭がないか	有・無			機器の保守点検は、別途委託する
	操作盤	異音、異臭、指示計に異常がないか	有・無			照明操作盤、発電機盤
	警報局舎操作卓	表示ランプ等に異常がないか	有・無			機器の保守点検は、別途委託する
	テレメータ装置	異常がないか	有・無			機器の保守点検は、別途委託する
	操作卓	表示ランプ等に異常がないか	有・無			機器の保守点検は、別途委託する
	入・出力中継装置	異音、異臭、指示計に異常がないか	有・無			機器の保守点検は、別途委託する
	気象装置	異音、異臭、指示計に異常がないか	有・無			管理要領による、機器の保守点検は、別途委託する
	拳動観測装置	異音、異臭、指示計に異常がないか	有・無	有・無		管理要領による、機器の保守点検は、別途委託する
	出力装置（プリンタ）	異音、印字に異常がないか	有・無			機器の保守点検は、別途委託する
	通信機器	異常がないか	有・無			電話、FAX、緊急通報装置
開閉器	異音、ケーブル等に異常がないか	有・無			機器の保守点検は、別途委託する	
艇庫	建屋	壁廻り等にクラック等が発生していないか	有・無			巡回による目視
	クレーン2台、巻き上げ機	異常がないか	有・無	有・無		月次は点検票による
	警備艇、集塵艇	異常がないか	有・無			管理要領による
	インクライン	塗装、損傷の異常がないか	有・無			管理要領による
	操作盤	異常がないか	有・無			
	消火器	異常がないか	有・無			定期検査は、別途委託する

項目	管理内容	判断の基準	点検の方法		状況及び保守内容	備考
			目視の有無	機能管理		
取水塔	建屋	壁廻り等にクラック等が発生していないか	有・無			巡回による目視
	巻き上げ機	グリース量が適当か	有・無			
	凍結防止装置	油漏れ、指示計に異常がないか	有・無			管理要領による。運転及びオイル清掃
	円形多段式ゲート	塗装、損傷の異常がないか（流木、ゴミがないか）	有・無	有・無		スクリーン、取水盤、取水塔
	操作盤、中継装置	異音、異臭、指示計に異常がないか	有・無			機器の保守点検は、別途委託する
	消火器	異常がないか	有・無			定期検査は、別途委託する
フィル及びコンクリート堤体	堤体	沈下、クラック、漏水等の異常がないか	有・無			リップラップ
	両岸	崩落、湧水等の異常がないか	有・無			巡回による目視
	堤体照明	異常がないか	有・無	有・無		
漏水観測室	建屋	壁廻り等にクラック等が発生していないか	有・無			巡回による目視
	漏水	三角セキ水位、濁り、沈殿物、観測機器に異常がないか、（一箇月に1回、状況により適宜追加する。）	有・無			巡回による目視、沈殿物に異常があれば撮影
	消火器	異常がないか	有・無			定期検査は、別途委託する
	清掃	適宜に行う				
監査廊	監査廊	クラック、漏水、継目変位等の異常がないか	有・無			巡回による目視
	低水放流ゲート	振動、油漏れ、グリース量が適当か	有・無	有・無		管理要領による
	操作盤	異音、異臭、指示計に異常がないか	有・無			機器の保守点検は、別途委託する
	プライムライン	異常がないか	有・無			巡回による目視
	清掃	適宜に行う	有・無			
	消火器	異常がないか	有・無			定期検査は、別途委託する
	漏水観測室	三角セキ水位、濁り、沈殿物、観測機器に異常がないか、（一箇月に1回、状況により適宜追加する。）	有・無			巡回による目視、沈殿物に異常があれば撮影
河川放流ゲート室	建屋	壁廻り等にクラック等が発生していないか	有・無			巡回による目視
	河川放流ゲート	振動、油漏れ、グリース量が適当か	有・無	有・無		管理要領による
	操作盤	異音、異臭、指示計に異常がないか	有・無			機器の保守点検は、別途委託する
	変圧器	異音、異臭、指示計に異常がないか	有・無			機器の保守点検は、別途委託する
	消火器	異常がないか	有・無			定期検査は、別途委託する
	清掃	適宜に行う				

項目	管理内容	判断の基準	点検の方法		状況及び保守内容	備考
			目視の有無	機能管理		
用水取水ゲート室	建屋	壁廻り等にクラック等が発生していないか	有・無			巡回による目視
	取水ゲート	振動、油漏れ、グリース量が適当か	有・無	有・無		巡回による目視、機器の保守点検は、別途委託する
	操作盤	異音、異臭、指示計に異常がないか	有・無			機器の保守点検は、別途委託する
	変圧器	異音、異臭、指示計に異常がないか	有・無			機器の保守点検は、別途委託する
	消火器	異常がないか	有・無			定期検査は、別途委託する
	清掃	適宜に行う				
仮排水トンネル	構造物	トンネル内のクラック	有・無			巡回による目視
	漏水	閉塞面付近からの漏水がないか	有・無			
ダム湖周辺	貯水池	適宜、監視を行う	有・無			ボートによる巡回、管理要領による
	周遊道路	崩落、亀裂がないか	有・無			巡回による目視、管理要領による
	上流流入水位観測局	太陽電池、無線機器に異常がないか、河道に障害物がないか	有・無			巡回による目視、管理要領による
	水管橋	漏水等の異常がないか	有・無			巡回による目視、管理要領による
	伏美導水路	漏水等の異常がないか	有・無			巡回による目視、管理要領による
付帯施設	分水ゲート	指示計、油漏れ等の異常がないか	有・無			巡回による目視、管理要領による
	除塵機	振動、油漏れ、グリース量、揚水ポンプ・ストレーナの清掃及び切替えが適当か	有・無	有・無		巡回時に動作確認、管理要領による
	天井クレーン	異常がないか	有・無	有・無		月次は点検票による
	操作盤	異音、異臭、指示計に異常がないか	有・無			巡回による目視、管理要領による
	清掃	適宜に行う				巡回による目視、管理要領による

# 別紙 - 5 「作業項目内訳書」

## ■保守点検チェックリスト

保守点検項目		保守点検実施時期					保守点検記録表													
		1ヶ月	6ヶ月	1年	2年	5年又は 300時間	年月 日													
エ	外部点検	○																		
	冷却水の点検・補給	○																		
	燃料の点検・補給	○																		
	潤滑油の点検・補給	○																		
	油水分離器のドレン抜き	○																		
	燃料タンク・排気消音器のドレン抜き	○																		
ン	冷却ファン駆動用ベルトの点検調整		○		○(交換)															
	冷却水の交換（ラジエータ冷却の場合）			○																
	エンジン各部の増締め		○																	
ジ	潤滑油の交換			○																
	潤滑油 フィルタエレメントの交換			○																
	エアクリーナエレメントの点検と清掃			○																
	燃料及び燃料フィルタのエレメント交換			○																
	吸・排気弁隙間の調整			●																
	燃料噴射弁の点検			●																
ン	ピストンリング・オイルリングの点検					●														
	吸・排気すり合わせ					●														
	冷却水ヒータの点検（ヒータ付の場合）			○	●(交換)															
	ゴムホースの増締め（冷却水系、燃料系）	○(初回)		○(2回目以降)																
ビキ クル	塗装点検（錆）			○																
	コーキング確認			○																
発 電 機	発電機盤・自動盤の点検	○																		
	発電機各部の増締め		○																	
	絶縁抵抗の測定		○																	
試 験 運 転	始動試験	○																		
	負荷試験			○																
保守運転		○																		
点検者（管理責任者）捺印																				

■ 1ヶ月以上の保守点検について、保守点検実施時期を記入し、空欄に点検済の印(○印など)を記入してください。

■ ●印の保守点検については、お買い求めの販売店にご相談の上、メーカー点検を実施してください。

# 美生ダム施設管理委託

費目	工種	種別	細別	単位	数量	単価	金額	工内	摘要
業務委託費									
	ダム管理委託								
		直接原価							
			施設管理補助作業(平日)	式	1			1	直接人件費
			打合せ・指揮監督	式	1			2	直接人件費
		間接原価							
			その他原価	式	1				直接人件費計の25% (その他原価)=(直接人件費) × $\alpha / (1 - \alpha)$ $\alpha = 20\%$
		業務原価	業務原価						
			一般管理費	式	1				業務原価の54% (一般管理費等)=(業務原価) × $\beta / (1 - \beta)$ $\beta = 35\%$
		業務価格	業務価格						
			再計						
			消費税 10%						
		委託業務設計価格	合計						







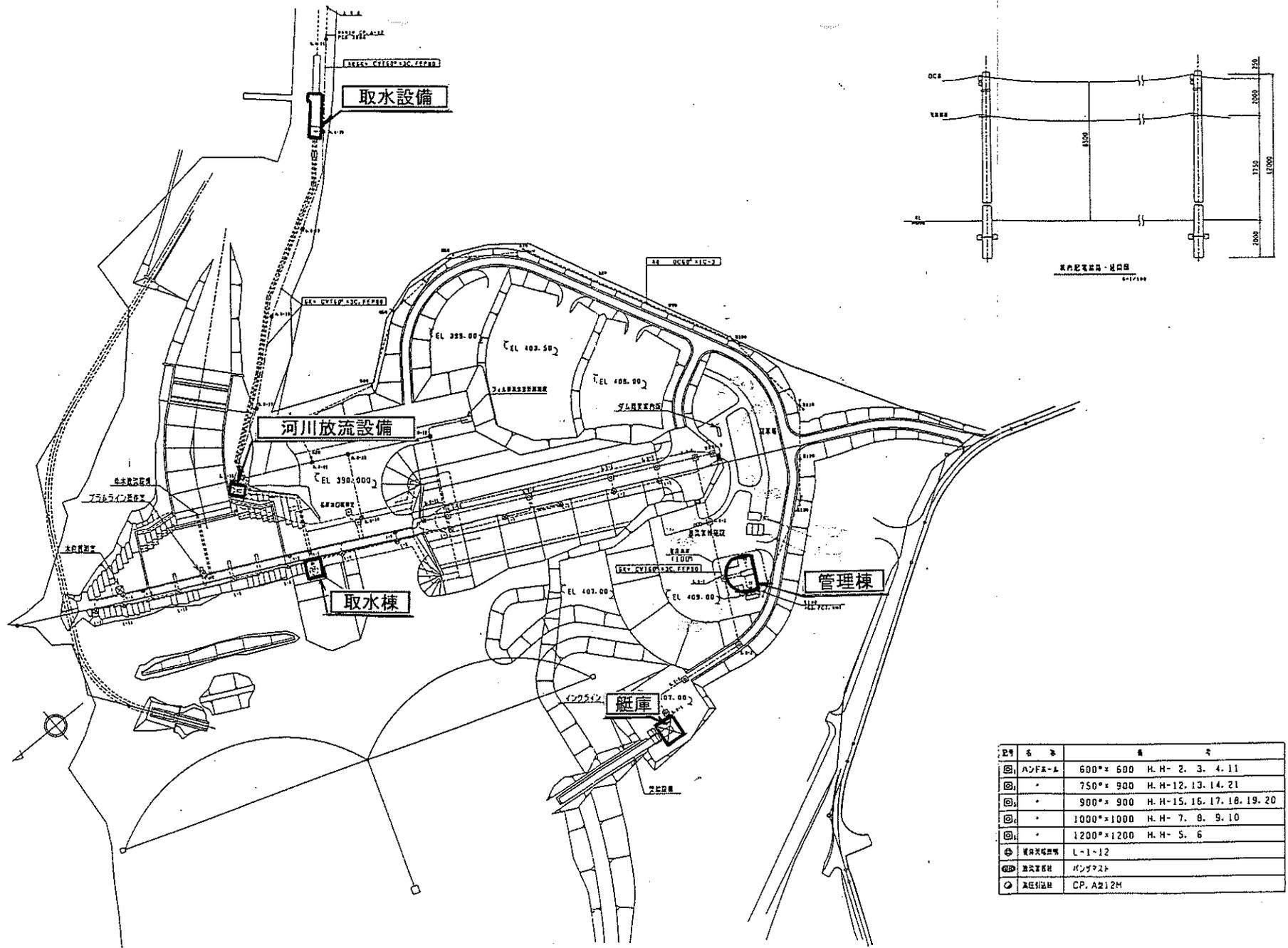
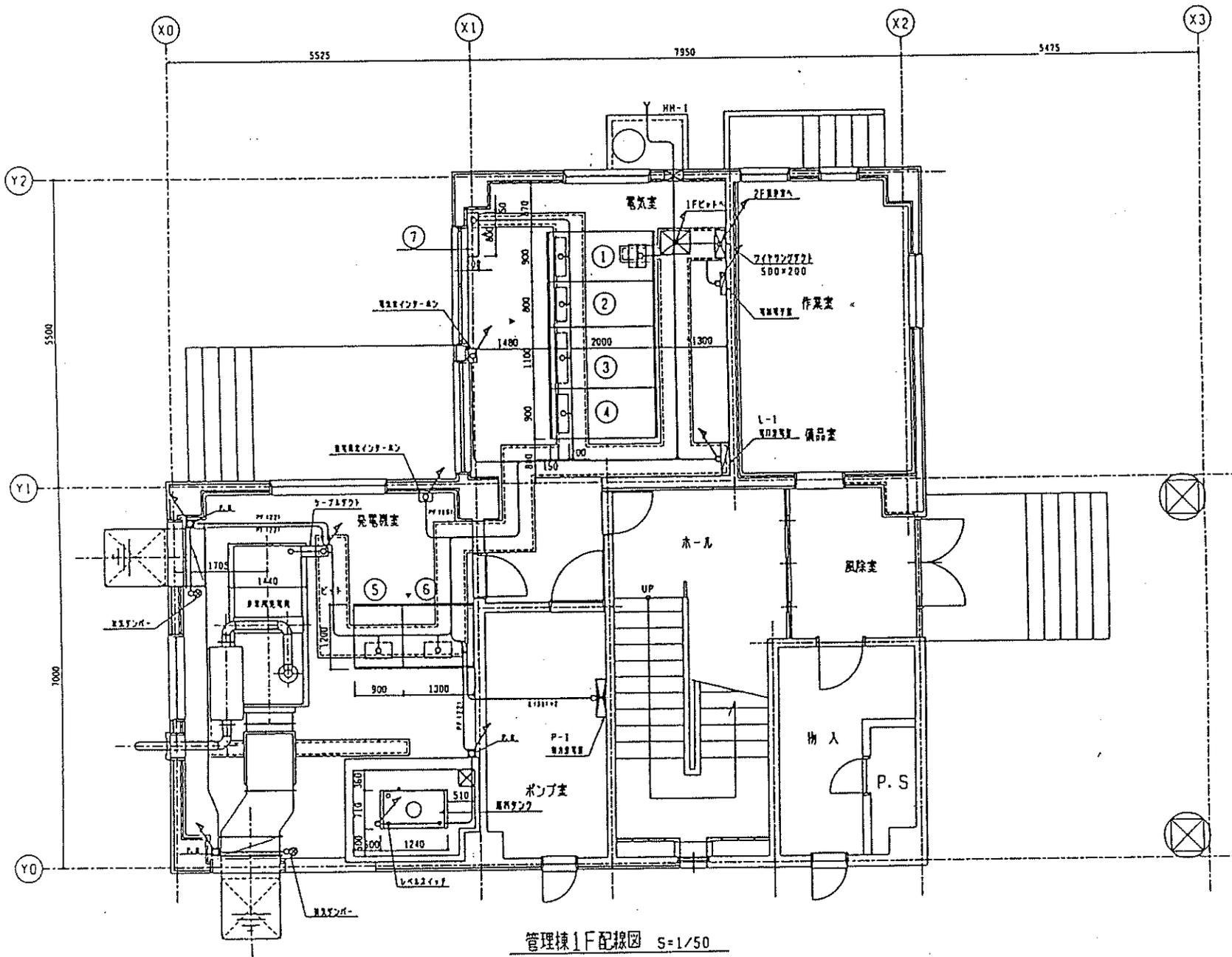
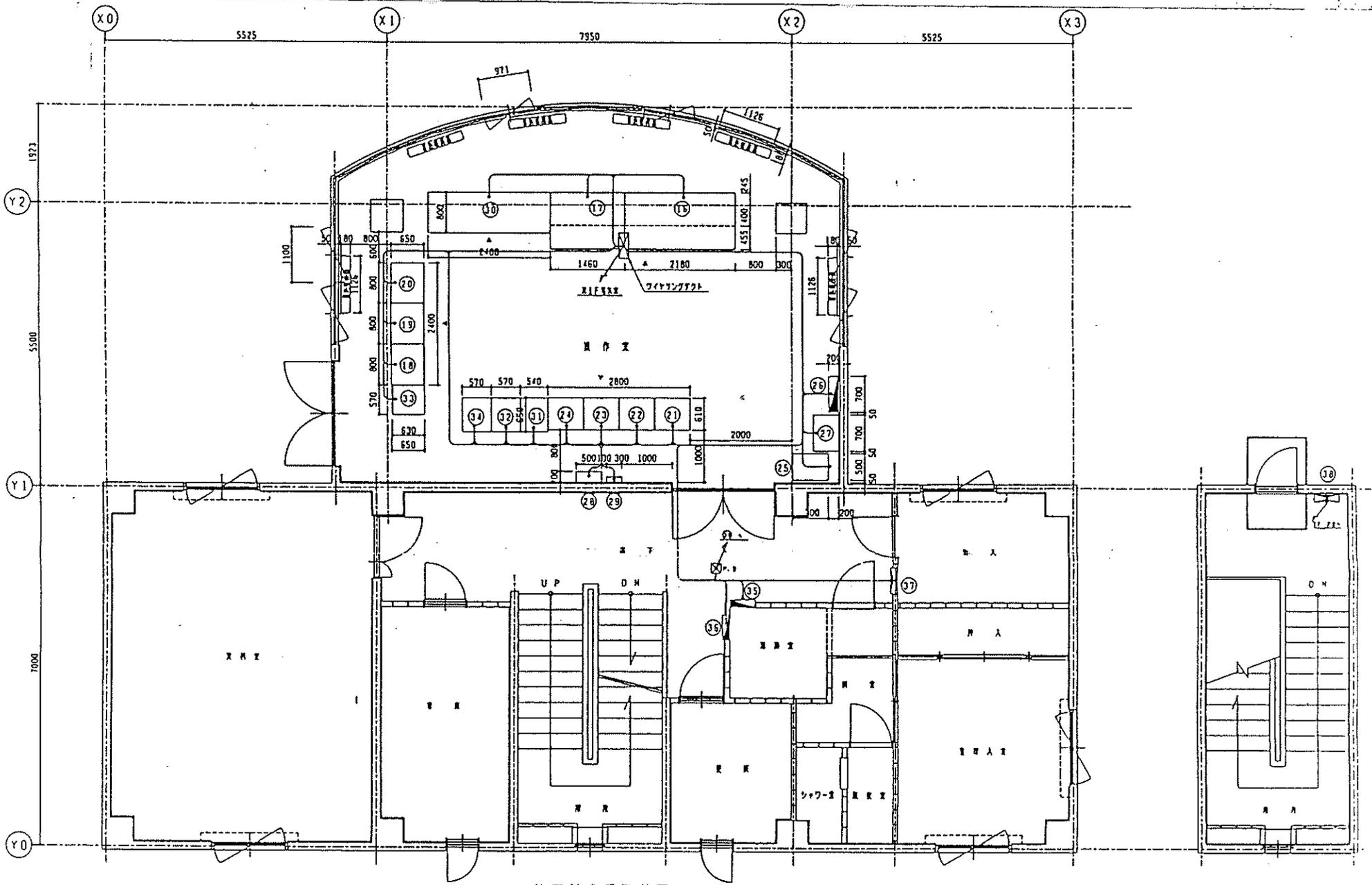


図 1-1 美生ダム 管理設備 配置図



管理棟1F配線図 S=1/50



管理棟2F配線図  
S=1/50

RF配線図  
S=1/50



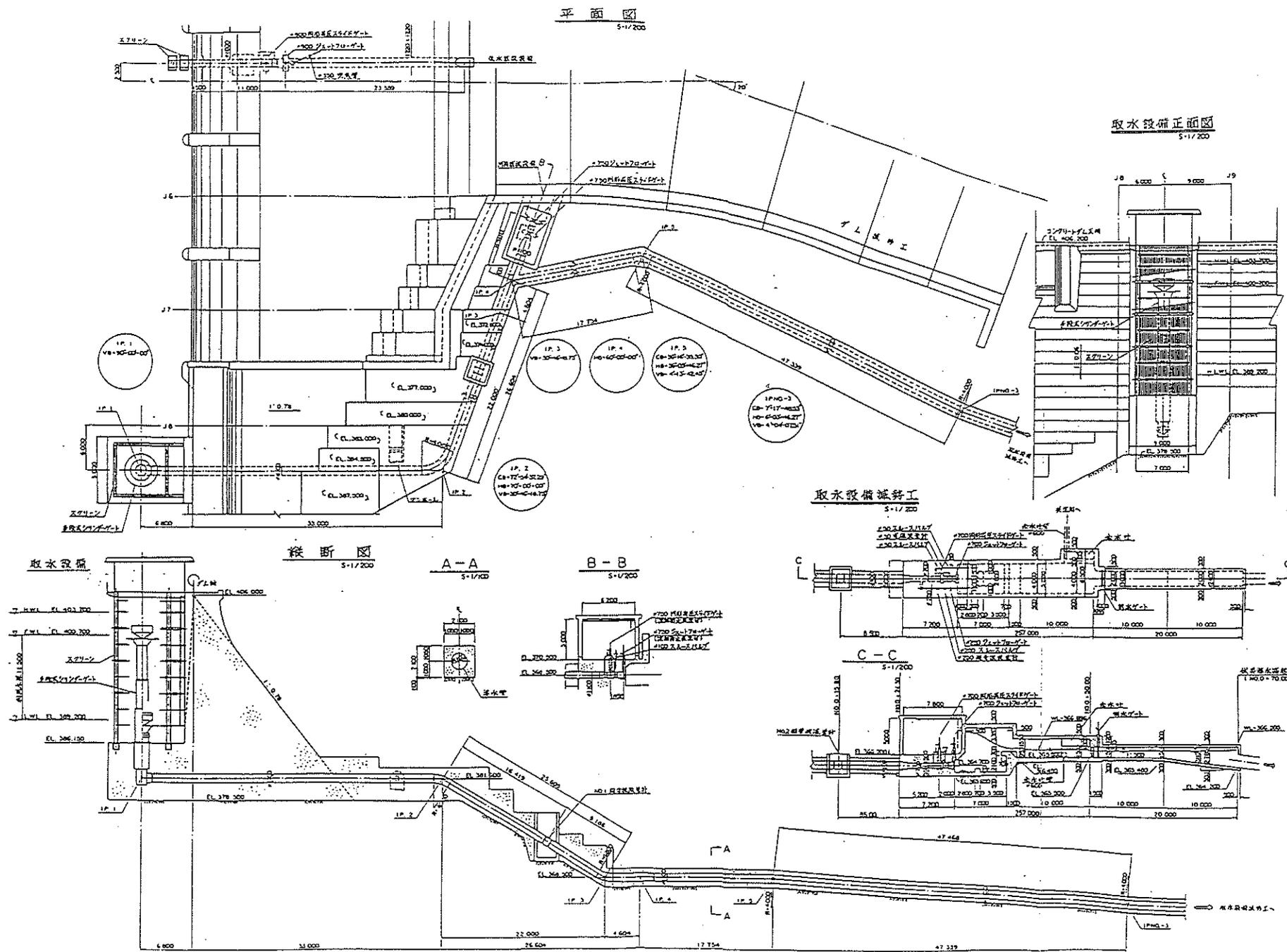


図1-4 美生ダム 取水設備・河川放流設備一般図

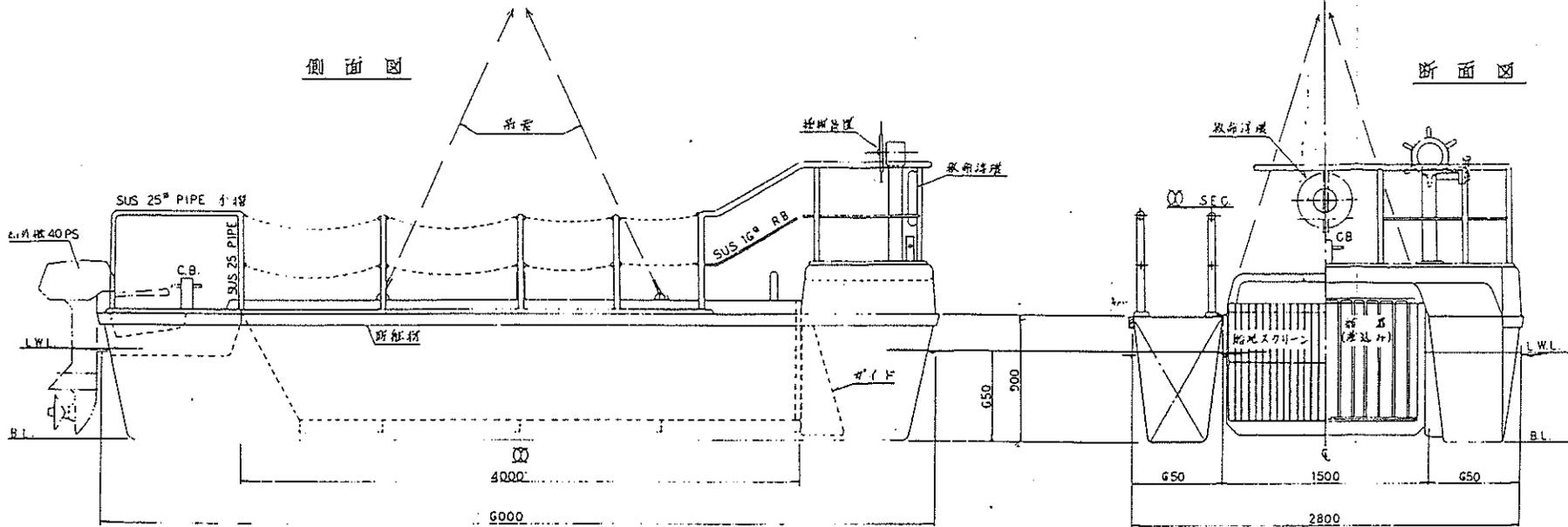
地区名	国東川上流地区
河川名	美生川
取水設備	取水設備
図名	一般図(1)
縮尺	図示
図式	図示
図紙	2号12尺
図番	3/2 2mm 10T-
作成	技術課設計課設計課



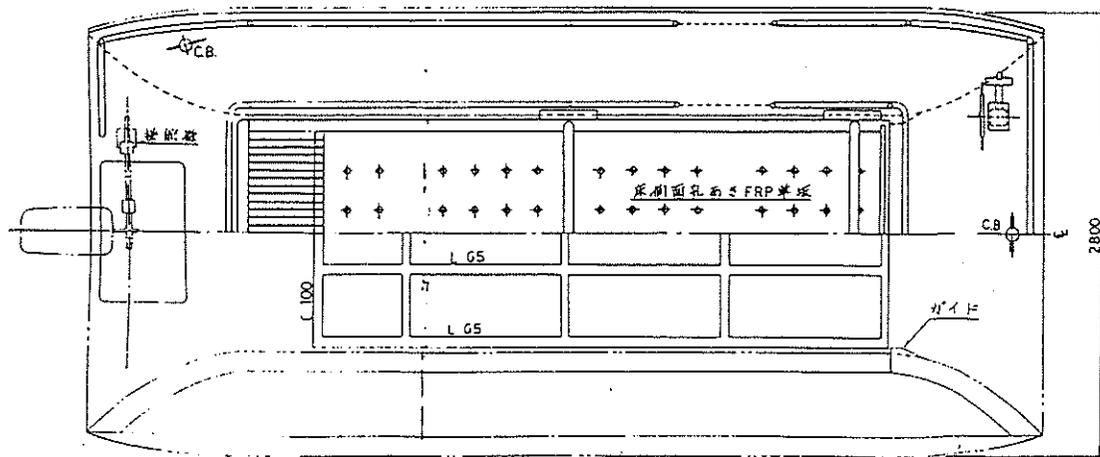
FRP製双胴船集塵船

S=1:20

特記事項



平面図

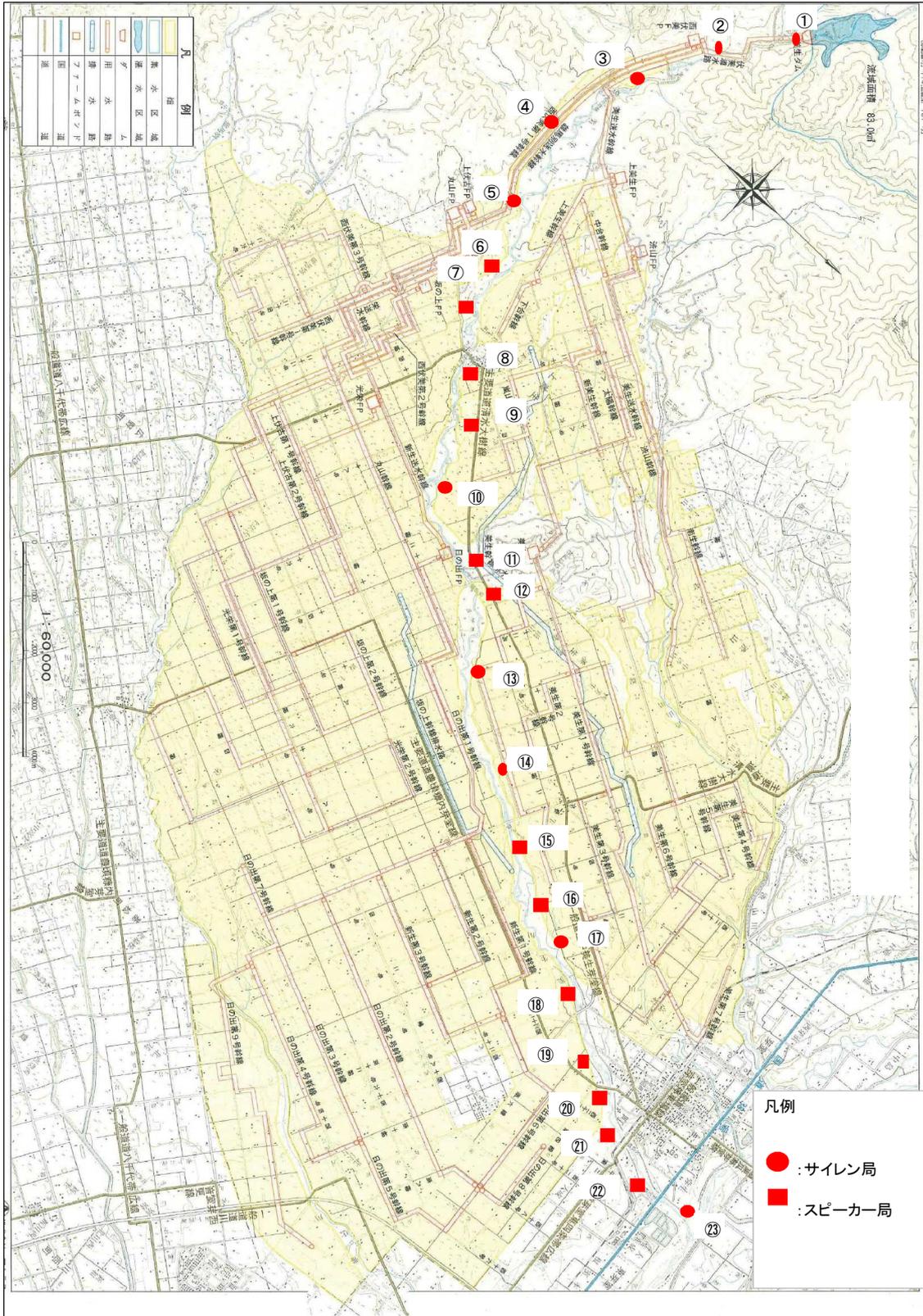


Loa	6.00
Ln	5.40
B	2.80
D	0.90
計画排水量	3.0
航行区域	平水(湖川)
船名	
船外機	ヤマハ
燃料機	軽油機(マゼール製)
集じん装置	400×1.50×0.85

地区名	国府かんがい排水事業 千早地区
美生ダム 集船設備 集塵船参考図	
船尺	
区間	
測量	年 月
設計	6年 3月
図面番号	12 1集内 1機下-
北海道開発局河川開発建設部	

図 1-7 美生ダム集塵船参考図

美生ダム放流警報局 位置図

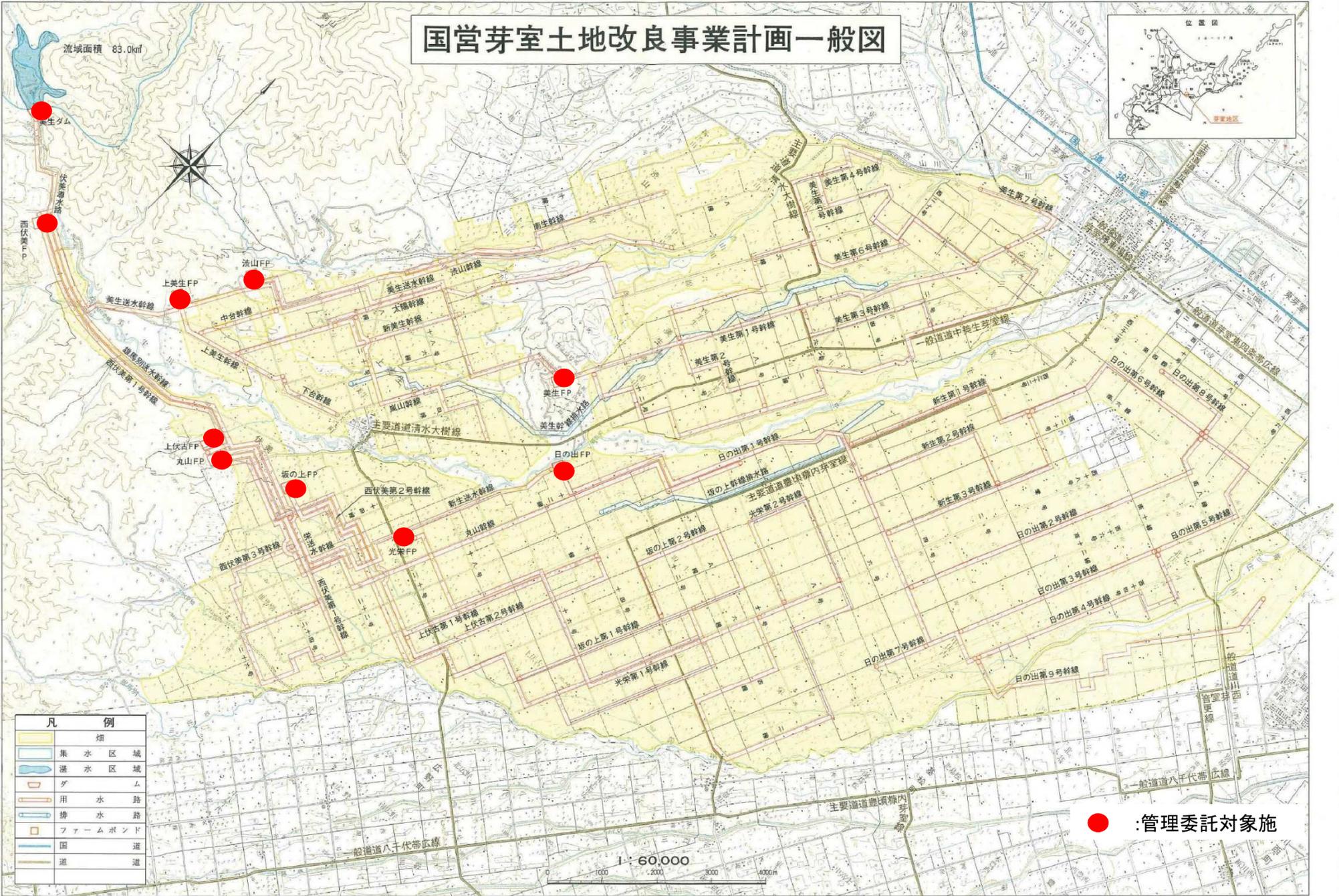


美生ダム放流警報局舎 一覧表

番号	警報局名称	番号	警報局名称	番号	警報局名称
①	第1号警報局 (美生ダム)	⑪	第11号警報局 (嵐山)	⑳	第20号警報局 (新生)
②	第2号警報局 (西伏美)	⑫	第12号警報局 (中美生)	㉑	第21号警報局 (大成)
③	第3号警報局 (ベンケ)	⑬	第13号警報局 (博進)	㉒	第22号警報局 (東芽室)
④	第4号警報局 (柏橋)	⑭	第14号警報局 (坂の上)	㉓	第23号警報局 (芽室北)
⑤	第5号警報局 (中伏美)	⑮	第15号警報局 (中美生橋)		
⑥	第6号警報局 (桂橋)	⑯	第16号警報局 (松久園)		
⑦	第7号警報局 (東伏美)	⑰	第17号警報局 (下美生)		
⑧	第8号警報局 (上美生)	⑱	第18号警報局 (上新生)		
⑨	第9号警報局 (丸山)				
⑩	第9号警報局 (新嵐山)				

この地図は国土改良局長の承認を経て図形発行の  
 方式の一物販名額を超過したものであり  
 (承認番号) 平14-通規第 751 号

# 国営芽室土地改良事業計画一般図



凡 例	
	畑
	集水区域
	湛水区域
	ダム
	用水路
	排水路
	ファーム Pond
	国道
	道

:管理委託対象施

帯広開発建設部

この地図は再生紙を利用しています。